

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月19日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名 又は名称及び 住所	株式会社ハローズ 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	
大規模小売店 舗の名称及び 所在地	六条モール 高松市六条町42番1 外26筆	
	1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	
	(1) 駐輪場の位置及び収容台数	
	【変更前】	
	位置(別添資料-3)	収容台数
	A～C棟東側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・駐輪場①)	139台
	D棟東側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・駐輪場②)	11台
	合計	150台
	【変更後】	
	位置(別添資料-4)	収容台数
	A～C棟東側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・駐輪場①)	133台
	A棟南側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・駐輪場②)	17台
	合計	150台
	(2) 荷さばき施設の位置及び面積	
	【変更前】	
	位置(別添資料-3)	面積
	A棟北側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・荷さばき施設①)	80.0平方メートル
	C棟南側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・荷さばき施設②)	64.0平方メートル
	D棟東側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・荷さばき施設③)	36.0平方メートル
	合計	180.0平方メートル
	【変更後】	
	位置(別添資料-4)	面積

変更しようとする事項

A棟北側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・荷さばき施設①)	116.0平方メートル
C棟南側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・荷さばき施設②)	64.0平方メートル
合計	180.0平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
【変更前】

位置(別添資料-3)	容量
A棟内北側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・廃棄物保管施設①)	40.7立方メートル
C棟内南西側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・廃棄物保管施設②)	12.6立方メートル
B棟内西側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・廃棄物保管施設③)	5.7立方メートル
D棟内北西側(資料-3 平面図兼配置図(変更前)上に記載・廃棄物保管施設④)	5.4立方メートル
合計	64.4立方メートル

【変更後】

位置(別添資料-4)	容量
A棟内北側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・廃棄物保管施設①)	40.7立方メートル
C棟内南西側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・廃棄物保管施設②)	18.0立方メートル
B棟内西側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・廃棄物保管施設③)	5.7立方メートル
合計	64.4立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
【変更前】

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ハローズ	午前0時	午後12時	A棟
株式会社ザグザグ	午前8時	午後10時	C棟
株式会社ワッツ	午前8時	午後10時	B棟

【変更後】

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ハローズ	午前0時	午後12時	A棟
株式会社ザグザグ	午前9時	午後12時	C棟

株式会社ワッツ | 午前8時 | 午後10時 | B棟

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
【変更前】

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設②	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設③	午前0時00分～午後12時00分

【変更後】

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設②	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設③	-

変更する年月日 平成30年6月2日

変更する理由 営業政策のため

上記の変更に
係るもの以外の
事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,991平方メートル

2 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置(別添資料-4)	収容台数
店舗棟東側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・ 駐車場①)	238台
店舗棟北側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・ 駐車場②)	31台
合計	269台

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場①	24時間
駐車場②	午前6時00分～午後10時00分

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.(別添資料-4)	出入口の数	位置
駐車場①、②	4箇所	建物敷地南側及び東側(資料-4 平面図兼配置図(変更後)上に記載・入口①、出口②、出入口

③、出入口④)

2. 届出年月日

平成30年6月1日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年6月19日から平成30年10月19日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年10月19日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ